

第 23 回委員会（7/12）にて出された意見（中間とりまとめへの意見募集
に対して滋賀県知事から提出された意見への委員会の対応について）への対応について

第 23 回委員会（7/12）にて出された意見（下記参照）への対応について、第 26 回運営会議（7/23）にて検討した結果、下記対応案を次回委員会（9/5）にて諮った上で委員会としての対応を決定することに決まりました。

■ 対応案

・「中間とりまとめ」に対する意見募集に対して意見を頂いた全ての自治体、個人の方々に
対して、提言作成にあたって頂いた意見を参考にさせて頂いたことに対するお礼の文書を、
提言および冊子「頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方」（頂いたご意見が、
どのように提言に反映されたのか、或いは、どのような形で議論の参考とさせていただ
いたのかを、出来る限りわかりやすくまとめたもの）と一緒に送付する。（お礼の文書案は
別紙 3、P9 を参照ください）

< 理由 >

- ・ 意見募集に際しては、自治体と個人を全て「一般」として、区別せずに意見募集を行
っているため、意見を頂いた方すべてに同じ対応を行うべき。
- ・ 意見を頂いたことに対してお礼は伝えるべきである。

■ 7 / 1 2 委員会での滋賀県土木交通部河港課課長の主な発言内容（速記録より庶務作成）

- ・ 県の代表であり河川管理者である知事の意見に対してそれなりの対応をして頂きたかった。
- ・ 昨年の 7 月 31 日に出した意見に対して、提言を出してから半年も経ってからの答えとなっ
ている。何もしないよりは、した方が良いには決まっているが、これで「きちんと対応し
た」と言われると少し問題があると思う。
- ・ 冊子「頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方」では、誰の意見というのが全
くわからない。
- ・ 冊子の内容（「ご意見、提案の内容」の列）を見ると、知事から出した意見を要約する中で、
2 つの文節をつなげる際に論旨が誤っている部分が見受けられた。そういう意味でも、誰
の意見がどこに入っているのかを確認できるようにしていただきたいかった。
- ・ 回答の内容（「流域委員会の議論・考え方」の列）について、冊子の 7 ページに、流域の状
況を病気に例えている部分がある。日本の狭い国土の中で危険や洪水と背中合わせに生き
ざるを得なかった部分を考えると、十把一からげに病気というふうに形容されると、人と
自然の係わりを考えながら取り組まれている方々にとっては、単純に病気みたいな言い方
をされてしまっただけでは議論が続かないのではないかと。

参考資料：中間とりまとめに対する意見募集とその後の対応に関する経緯

(2002 年)

- 6/21 ~ 淀川水系流域委員会「提言」作成に向けて、「中間とりまとめ」への意見募集を実施。これまでに会議等に参加された方や意見を頂いていた個人、団体宛に意見募集のお願い（別紙 1-1）を送付するとともに、自治体（流域府県、市町村）には首長宛に委員長名でご協力をお願いを（別紙 1-2）送付した。
- 7/31 滋賀県知事名で意見を頂く
- 8/8 第 17 回琵琶湖部会資料「一般からの中間とりまとめへのご意見」に頂いた意見を掲載。その後、第 14 回委員会（9/12）、第 18 回淀川部会（9/24 受付設置）、第 13 回猪名川部会（8/20）にて資料として配布。
- 12/5 第 15 回委員会にて、河川管理者として、滋賀県を含む 6 府県より提言（案）に関する意見発表および委員との質疑応答が行われた。
- 12/5 第 16 回運営会議にて、これまでに一般から流域委員会に寄せられた意見に対して、主な論点毎に分類し、それに対する流域委員会としての考え方を示したものを作成することに決定

(2003 年)

- 1/17 第 16 回委員会にて「提言」が確定。
- 1/18 一般の方々に対して「提言」を説明する会を開催。
- 6/20 冊子「頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方」（頂いたご意見が、どのように提言に反映されたのか、或いは、どのような形で議論の参考とさせていただいたのかを、出来る限りわかりやすくまとめたもの）が完成し、受付に設置
- 7/3 河川管理者およびニュースレター送付先自治体に冊子を送付。（冊子の送付文は（別紙 2）参照）
- 7/12 第 23 回委員会の一般傍聴からの意見聴取の際に、滋賀県より下記発言があり、委員長より「どのように答えるかにつきまして、これから運営会議に諮り、改めて答えるようにしたいと思います」と回答した。
- 7/23 第 26 回運営会議にて、対応を検討。

(参考) 中間とりまとめ意見募集への意見提出者

自治体	66 件
NPO 等の団体	27 件
個人	57 件

2002 年 6 月 24 日

各 位

(淀川水系流域委員会 庶務担当)
(株)三菱総合研究所 関西研究センター

淀川水系流域委員会 「中間とりまとめ」についての意見募集のお願い

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より淀川水系流域委員会に関心をお寄せいただき、誠にありがとうございます。

さて、淀川水系流域委員会は、今後、20 年～30 年間の具体的な河川の整備内容を示す「河川整備計画」について、地域の住民や学識経験者から意見を聴く場として、国土交通省近畿地方整備局によって設置され、河川整備に関する議論を進めてまいりました。その結果、今年 5 月、「中間とりまとめ」を作成し、河川管理者の提出いたしました。

流域委員会といたしましては、今後、この「中間とりまとめ」の議論をさらに深め、より充実したものとするため、より多くの方々にご意見をお伺いしたく存じます。つきましては、これまでに委員会を傍聴していただいた方々やご意見をいただいた方々などを対象として、「ご意見募集」のご案内を送付させていただきました。ご高覧の上、「中間とりまとめ」に対するご意見をお寄せいただければ幸いです。宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 中間とりまとめのご意見募集

<7月31日(水)〆切です。是非、ご応募ください>

中間とりまとめは、下記の方法で入手することが出来ます。

- ・ 淀川水系流域委員会ホームページ (<http://www.yodoriver.org/>)
- ・ 庶務宛に、電話・ファックス・メールをお送り下さい。

ご希望の方に「中間とりまとめ」をお送りします。

(省資源のため、ご希望の方のみとさせていただきます。)

- ・ 今後開催される流域委員会の会場の会場受付に設置しています。

(今後、チラシやご案内の送付を希望されない方は、庶務までご連絡いただければ幸いです。)

< 問い合わせ先 >

(株)三菱総合研究所 関西研究センター 担 当：桐畑、水嶋、森永

〒530-0003 大阪市北区堂島 2-2-2 近鉄堂島ビル 7 F

TEL：(06)6341-5983 FAX：(06)6341-5984

E-mail k-kim@mri.co.jp

ホームページアドレス <http://www.yodoriver.org>



淀川水系流域委員会中間とりまとめの意見募集

わたしたちが変える 『琵琶湖・淀川の未来』

淀川水系流域委員会の「中間とりまとめ」へのご意見を募集します。
淀川水系流域委員会で、今後の琵琶湖・淀川水系のあり方を考えるにあたって、みなさん一人ひとりのご意見をお聞きし、委員会・部会での議論に反映させていきたいと考えています。



※淀川水系流域委員会の対象は琵琶湖・淀川水系です。（上図参照）

＜中間とりまとめとは＞

中間とりまとめとは、河川整備計画の原案を河川管理者（国土交通省近畿地方整備局）が作成するにあたっての流域委員会としての提言をまとめたものです。河川整備における変革の理念や整備の方向性などを示しています。

ご意見募集の対象となる中間とりまとめ

- 委員会中間とりまとめ（020509版）
- 琵琶湖部会中間とりまとめ（020514版）
- 淀川部会中間とりまとめ（020514版）
- 猪名川部会中間とりまとめ（020510版）

※ 淀川水系流域委員会の中間とりまとめは、上記の4つのとりまとめにより構成されています。上記の中間とりまとめは、今後、皆様からのご意見や河川管理者との意見交換、委員による議論を経て強化していく予定です。

中間とりまとめの入手方法

- 上記の中間とりまとめは、下記の方法で入手することができます
- 淀川水系流域委員会ホームページ
（<http://www.yodokriver.org/>）からご覧いただけます。
- 庶務宛に電話、ファクス、メールをお送りください。ご希望の中間とりまとめをお送りします。
- 今後開催される流域委員会の会議の会場受付に設置しています。

応募上の注意

- 意見の対象となる中間とりまとめ（委員会、琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会のいずれか）および箇所（〇ページ、項目「治水・防災」など）を明記ください。
- 応募いただいたご意見は、会議での配布資料やホームページ等で公開（氏名、所属等を含む）させていただきます。
- 応募された方には、委員会または部会で意見を発表していただくようお願いする場合がございます。
- 応募書類は、原則として返却いたしません。

応募方法

- A4判の紙1枚以内にまとめたご意見を、住所、氏名、電話番号を明記の上、淀川水系流域委員会庶務（裏面参照）まで、郵送、FAX、持参（会議会場受付または庶務へ）、Eメールでご提出ください。
- 応募の際には、上記「応募上の注意」をご参照ください。

しめきり：平成14年7月31日(水)必着

※募集期間を延長しました

淀川水系流域委員会とは

— これからの淀川を考えるために作られました —

「淀川水系流域委員会」(以下流域委員会)は、今後、20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す「河川整備計画」について学識経験者から意見を聴く場として、平成13年2月1日に国土交通省近畿地方整備局によって設置されました。流域委員会は委員会と3つの部会(琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会)で構成され、54名の委員が所属しています。

— 公共事業の計画づくりのモデルを目指しています —

流域委員会では以下のような、従来にない新しい方式を導入し、今後の公共事業の計画づくりのモデルになることを目指しています。

▶ **準備会議において委員会の構成、メンバー等を審議**

委員会の構成、委員の選出など委員会の内容は、有識者からなる準備会議にて審議を行い決定しました。また、委員選出においては一般からの公募も実施しました。

▶ **委員による自主的な運営**

検討内容、進め方等は委員が自主的に決定し、第三者的立場で民間企業が庶務としてその運営をサポートしています。

▶ **審議のプロセス、内容の情報公開**

会議及び会議資料、議事録等は、原則すべて公開しています。

▶ **幅広い意見の聴取**

委員は、治水、利水、環境、人文その他の幅広い分野で構成されており、地域の特性に詳しい委員も多数含まれています。会議では一般傍聴者からの意見聴取も実施しています。

— 広く一般の方々にご意見をお伺いしたいと考えています —

流域委員会は設立以来、精力的に議論を重ねています。これまでも委員会、部会の会議中に一般傍聴の方々からご意見を頂く機会を設けて来ましたが、今回は、「中間とりまとめ」をご覧いただき、より具体的に、また、より多くの方々から意見を募集することとなりました。

送付、お問い合わせ先

淀川水系流域委員会 庶務：株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター
(担当 水嶋、棚畑、森永)

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル) TEL：(06)6341-5983 FAX：(06)6341-5984

ホームページ：<http://www.yodriver.org/> E-mail：k-kim@mri.co.jp

2002 年 6 月 21 日

滋賀県知事 殿

淀川水系流域委員会 委員長
芦田 和男

中間とりまとめへの意見募集へのご協力をお願い

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、淀川水系流域委員会活動にご関心とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、流域委員会ではこれまでに一般の方々（流域の公共団体や住民など）からのご意見をいろいろな形でお聞きしてきましたが、本年 5 月中旬に流域委員会として中間とりまとめを作成したことを契機に、中間とりまとめについて、多くの方々からご意見を頂き、今後の議論に反映させて頂くため、中間とりまとめへのご意見を広く一般から募集することに致しました。

つきましては、貴府県、市町村におかれましても、お送りした中間とりまとめ（青い冊子）をご一読いただき、中間とりまとめに対するご意見がありましたら、提出いただきたく、よろしくお願い致します。

- 締め切りは 7 月末日（必着）となっております。
- 意見応募にあたっては、別紙ご意見募集チラシをご一読頂きますようお願い致します。（締め切りを越えて頂いた意見につきましても、通常、流域委員会に頂くご意見と同様に委員には会議資料として配付され、公開されることになります。）

● 淀川水系流域委員会の位置づけ

淀川水系流域委員会（以下、流域委員会。詳細は同封のチラシ裏面を参照下さい）は、今後、20 年～30 年間の具体的な河川の整備内容を示す「河川整備計画」について学識経験者から意見を聴く場として 2001 年 2 月 1 日に国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）によって設置され、河川整備に関する議論を進めてまいりました。同封のチラシ裏面にも記しておりますように、公共事業の新しいモデルづくりとなるべく、活動を行っているところです。

● 中間とりまとめについて

中間とりまとめ（委員会および 3 部会のとりまとめ）とは河川整備計画を河川管理者（国土交通省近畿地方整備局）が作成するにあたっての流域委員会としての提言を中間的にとりまとめたものです。この中間とりまとめについては、今後、一般の方々からのご意見や河川管理者などとの意見交換、委員による議論を経て、内容をより充実させ、進化させていく予定です。

中間とりまとめの内容については、同封の青い冊子をご一読ください。

●今回実施する意見募集の位置づけ

平成9年に改正された河川法では、河川管理者は河川整備計画を策定するにあたり、「学識経験者」「住民」「地方公共団体の長」にそれぞれ意見を聴くことが義務づけられています。

当流域委員会は河川管理者（国土交通省近畿地方整備局）が学識経験者から意見を聴く場として設置されているものです。今回の意見募集は、流域委員会として一般の方々（住民や地方公共団体など）から意見をお聴きするために実施するものであり、河川法に位置づけられている「河川管理者による住民および地方公共団体の長からの意見の聴取」とは異なるものです。

●頂いたご意見の活用について

今回実施しているご意見募集に対して頂くご意見については、随時、会議資料として委員に配付されます。

頂いたご意見につきましては、流域に関係する多様な方々のご意見として流域委員会の参考とさせていただきます。

また、ご意見を提出頂いた方には、委員会または部会で実際にご意見を発表頂くようお願いする場合もございます。

チラシの設置、配布へのご協力をお願い

流域委員会では中間とりまとめについて、多くの一般の方々からご意見を頂きたいと考えております。つきましては、重ねて御手数をおかけ致しますが、チラシの設置、配布にご協力頂ければ幸いです。チラシが追加で必要な場合は、下記までご一報いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

* なお、このお願いは淀川水系の流域または水供給区域にあたる府県および市町村にお送りしております。

敬具

<お問い合わせ、送付先> 淀川水系流域委員会庶務

(株)三菱総合研究所 関西研究センター 担当：水嶋、森永

TEL：(06)6341-5983 FAX：(06)6341-5984

E-mail：k-kim@mri.co.jp

HPアドレス：http://www.yodoriver.org

2003 年 7 月吉日

各 位

淀川水系流域委員会 庶務担当
株三菱総合研究所 関西研究センター

「頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方」送付のご案内

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今回、一般の方より頂いたご意見に対して、提言をもとに流域委員会の議論・考え方をまとめた冊子を作成いたしました。

つきましては、ニュースレターをご覧いただいている方など、淀川水系流域委員会に関わりのあった方にご送付させていただきました。

なお、冊子が追加で必要な場合は、下記までご一報いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

<お問い合わせ、お申込み先>

淀川水系流域委員会庶務

株三菱総合研究所 関西研究センター 担当：水嶋、森永、桐山、井上

〒530-0003 大阪市北区堂島 2-2-2 近鉄堂島ビル 7 F

TEL：(06)6341-5983 FAX：(06)6341-5984

E-mail k-kim@mri.co.jp

HPアドレス <http://www.yodoriver.org/>

平成 15 年 ○ 月 ○ 日

○○ 様

淀川水系流域委員会
委員長 芦田 和男

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、淀川水系流域委員会の活動にご理解とご協力を頂き、ありがとうございます。

淀川水系流域委員会の提言「新たな河川整備をめざして」のとりまとめにあたって平成 14 年 6 月～7 月に実施致しました「中間とりまとめへの意見募集」(意見募集の概要については別紙をご参照下さい)に対して貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

当流域委員会が提言をとりまとめる際には、皆様から頂いた多数のご意見を参考とさせて頂き、大変感謝しております。改めまして厚くお礼申し上げます。また、御礼の挨拶が遅くなりましたこととお詫び申し上げます。

当流域委員会では、「皆様から頂いたご意見をどのように提言に反映させていただいたのか、またはどのような形で議論の参考とさせて頂いたのか」を、意見をお送り頂いた方々や当流域委員会の活動にご興味をお持ち頂いている方々にお知らせするため、冊子「頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方」を作成致しました。この冊子と平成 15 年 1 月にとりまとめました提言を、ご意見を頂戴した御礼として送付させていただきます。よろしくご査収頂ければ幸いと存じます。

淀川水系流域委員会は現在、河川整備計画に関する審議を進めているところでございます。この 9 月には、河川管理者より河川整備計画基礎原案が示され、それに対する意見書を 10 月末にとりまとめて提出する予定となっております。この意見書作成におきましても、みなさまから貴重なご意見を頂ければ幸いです。

今後とも、淀川水系流域委員会の活動にご協力頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

(別紙)

■ 中間とりまとめへの意見募集の概要

募集期間：平成 14 年 6 月～7 月

募集対象：一般の方々（流域の公共団体や住民など）

意見募集の位置づけ（意見募集時にお送りしたお願い文書より）

平成 9 年に改正された河川法では、河川管理者は河川整備計画を策定するにあたり、「学識経験者」「住民」「地方公共団体の長」にそれぞれ意見を聴くことが義務づけられています。

当流域委員会は河川管理者（国土交通省近畿地方整備局）が学識経験者から意見を聴く場として設置されているものです。今回の意見募集は、流域委員会として一般の方々（住民や地方公共団体など）から意見をお聴きするために実施するものであり、河川法に位置づけられている「河川管理者による住民および地方公共団体の長からの意見の聴取」とは異なるものです。

頂いたご意見の活用について（意見募集時にお送りしたお願い文書より）

今回実施しているご意見募集に対して頂くご意見については、随時、会議資料として委員に配付されます。

頂いたご意見につきましては、流域に関係する多様な方々のご意見として流域委員会の参考とさせていただきます。

また、ご意見を提出頂いた方には、委員会または部会で実際にご意見を発表頂くようお願いする場合もございます。

意見募集に提出頂いた意見数

自治体	66 件
NPO 等の団体	27 件
個人	57 件